

---

プロジェクト	「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する開示
項目	本日の審議事項

---

### これまでの経緯

1. 第 397 回企業会計基準委員会（2018 年 11 月 29 日開催）において、基準諮問会議より企業会計基準委員会（ASBJ）に対して、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する注記情報の充実を ASBJ の新規テーマとする提言がなされた。これを受けて、第 398 回企業会計基準委員会（2018 年 12 月 13 日開催）において、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する注記情報の充実を ASBJ の新規テーマとし、本件の詳細な検討をディスクロージャー専門委員会にて行うことが決定された。
2. 第 19 回ディスクロージャー専門委員会（2018 年 12 月 19 日開催）では、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」の開示に関する基準開発を行う場合に検討すべき論点を整理した（審議事項(1)参考資料 1）。
3. その際、ASBJ 事務局が整理した論点に対し、基準諮問会議からの提言よりも範囲が広くなる可能性があるとの意見が聞かれたことから、第 20 回ディスクロージャー専門委員会（2019 年 1 月 28 日開催）では、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」の開示に関する会計基準の開発方針について改めて検討を行った。

### 本日の審議事項

4. 本日は、第 20 回ディスクロージャー専門委員会で聞かれた意見を踏まえたうえで、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」の開示に関する会計基準の開発方針について審議を行う（審議事項(1)-2）。
5. なお、第 20 回ディスクロージャー専門委員会で聞かれた意見は、審議事項(1)-3 に記載している。

以 上